

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3－(11)）

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等
担当部局名	保護局総務課，更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (Ⅱ－7－(1))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物再乱用防止プログラムを効果的に実施することなどにより，薬物依存の問題を有する保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*2}を活用した自立支援^{*3}を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率^{*4}は出所者全体の2年以内再入率と比して高く，出所後の保護観察において薬物再乱用防止プログラムを始めとした専門的な知見に基づく処遇を効果的に行うことで，これらの者の改善更生を図り再犯を防止する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等の改善更生を図るためには，住居を含めた生活基盤を確保し，円滑な自立に向けた働き掛けをする必要がある。そのため，帰るべき場所のない対象者に関しては，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。また，退所後も更生保護施設等と円満な関係を維持し，孤立させずに社会的なつながりを持続させることで，地域生活に定着させることが，再犯を防止する重要な要素となる。 ・保護観察対象者等の改善更生を支え，再犯を防止し，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため，保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に対する国民の理解と協力を求める犯罪予防活動を推進するとともに，犯罪予防活動への地域の関係機関・団体等の参画を促進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説）	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*5} ○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*6} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*7} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）^{*8} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）^{*9} ○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*10}

	○薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定） ○第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定）
政策評価実施 予定時期	令和5年8月

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年	2年	3年	4年
1 覚醒剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者 ^{*11} の2年以内再入率（%）	12.6	元年	前年の値減	前年の値減	前年の値減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の効果を、出所後一定期間内の再犯の有無によって測定することとし、2年以内再入率を測定指標とした。

目標設定に当たっては、目標年を令和4年とし、同年まで年ごとに覚醒剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者の2年以内再入率を減少させることを目標とした。

なお、薬物依存のある保護観察対象者の再犯防止を図るためには、依存性薬物の悪影響や自己の問題性について理解させ、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる「薬物再乱用防止プログラム」を効果的に実施することが重要であることから、仮釈放者及び保護観察付一部猶予者のうち薬物再乱用防止プログラムを終了した者の数（再犯又は遵守事項違反により身柄拘束されたことによる終了を除く）を参考指標とした。

また、薬物依存を有する者の再犯防止のためには、その依存の程度に応じ、依存からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが重要であることから、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数についても参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値						
	27年 (26年出 所者)	28年 (27年出 所者)	29年 (28年出 所者)	30年 (29年出 所者)	元年 (30年出 所者)	2年 (元年出 所者)	3年 (2年出 所者)
覚醒剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者の2年以内再入率（%）	16.2	14.9	15.1	12.8	12.6	12.9	
参考指標	年・年度ごとの実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
薬物再乱用防止プログラム終了者数（人）	1,135	1,116	1,388	1,876	2,104	2,277	
保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数（人）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	238	333	393	527	566	613	

測定指標	基準値	年ごとの目標値					
		基準年	2年	3年	4年		
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	21.3	元年	前年の値減	前年の値減	前年の値減		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。</p> <p>本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を令和4年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。</p> <p>なお、協力雇用主^{*12}に雇用されている刑務所出所者等の数をより適切に把握するため、下記のとおり、参考指標を変更した。</p>							
過去の実績	年ごとの実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	21.8	22.1	21.9	21.2	21.3	25.0	
参考指標	年ごとの実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	32,884	31,096	28,976	27,313	25,565	24,327	
保護観察終了者のうち無職者数（人）	7,185	6,866	6,360	5,779	5,444	6,075	
協力雇用主のもとでの新規就労者数（※各年度）	3,327	3,453	3,814	3,671	4,091	3,420	
完全失業率 ^{*13} （％）（※年平均）	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	2年度	3年度	4年度
3 更生保護施設退所者に占める事故等退所者 ^{*14} の割合（％）	13.98	元年度	前年度の値減	前年度の値減	前年度の値減
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>社会内において、行き場のない保護観察対象者等を更生保護施設で一時的に保護して、適切な生活環境を整備することに加え、退所後の生活基盤を確保するとともに、退所後も必要に応じて更生保護施設に相談に来させるなどして、円滑に社会生活に移行させることが重要である。そのため、「更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合」を測定指標とし、その値を減少させることを目標として掲げる。</p>					

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合（％）	14.34	13.96	14.84	15.21	13.98	14.44	
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
更生保護施設の退所者数（人）	6,518	6,291	6,064	6,147	6,338	5,587	
更生保護施設を事故等退所した者の数（人）	935	878	900	935	886	807	
出所受刑者のうち更生保護施設等入所者に占める累入者 ^{*15} の割合（％）	59.27	61.74	63.20	63.36	63.89	62.73	

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）		
			2年度	3年度	4年度
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。	国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。	国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に対する国民の理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、“社会を明るくする運動^{*16}”を通じて、犯罪予防活動に関する街頭活動、講演会、各種イベント等を行い、その時々ニーズに応じた情報を国民に対して提供するとともに、地域の関係機関・団体等に広く犯罪予防活動へ参画を求めることが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。</p> <p>本指標は、目標年度を令和4年度とし、地域の関係機関・団体等への犯罪予防活動への参画状況の実績値（参考指標）を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
元年度	2年度		3年度		
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとも	新型コロナウイルス感染症の影響により、“社会を明るくする運動”での各種イベント等の実施が困難となったことで実績値				

に、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	は下がったものの、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、感染防止にも配慮しながら効果的な犯罪予防活動を推進した。						
参考指標	年ごとの実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数（団体）	29,920	30,118	29,860	29,720	29,416	27,219	
“社会を明るくする運動”推進委員会議の参加人員（人）	68,125	70,050	71,473	71,656	69,852	27,366	
“社会を明るくする運動”街頭活動等 ^{*17} の参加人員（人）	676,388	832,320	787,358	1,116,827	884,251	128,070	
“社会を明るくする運動”講演会等 ^{*18} の参加人員（人）	801,414	855,601	806,109	775,785	804,613	62,235	
“社会を明るくする運動”各種イベント等 ^{*19} の参加人員（人）	1,017,406	1,075,943	1,104,366	1,264,442	1,210,828	359,376	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度当初 予算額	関連する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①更生保護施設整備事業 ^{*20} への補助 (平成6年度)	383百万円 (383百万円)	427百万円 (423百万円)	557百万円 (541百万円)	0円	3
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。				0027	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度当初 予算額	関連する 指標
	30年度	元年度	2年度		

②就労支援事業への補助 (平成18年度)	27百万円 (27百万円)	29百万円 (27百万円)	29百万円 (23百万円)	27 百万円	2
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。 就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。				0028	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③保護観察の実施 (－年度)	11,405百万円 (11,020百万円)	11,730百万円 (11,563百万円)	11,741百万円 (10,672百万円)	11,636 百万円	1
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。				0029	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
④犯罪予防活動の促進 (－年度)	691百万円 (613百万円)	734百万円 (514百万円)	708百万円 (278百万円)	701 百万円	4
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。 犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。)によって、街頭広報啓発活動や講演会の開催などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。				0030	

--	--	--	--	--	--

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (- 年度)	49百万円 (48百万円)	49百万円 (43百万円)	49百万円 (38百万円)	44 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等の審理(以下「審理」という。)を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより(仮釈放等の期間中は保護観察に付される。),これらの者の再犯又は再非行を防止し、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。</p> <p>審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。</p>				0031	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	154百万円 (140百万円)	152百万円 (138百万円)	151百万円 (125百万円)	155 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>親族や民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導援護や手厚い就労支援等を施す。</p> <p>特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」が福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」が北海道及び茨城県に設置され、これらのセンターは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。</p>				0032	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	88百万円 (83百万円)	92百万円 (75百万円)	90百万円 (67百万円)	91 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i)仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii)犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii)加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv)犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層</p>				0033	

の適正化に資するものである。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	503百万円 (471百万円)	576百万円 (497百万円)	385百万円 (351百万円)	372 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。				0034	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額
	30年度	元年度	2年度	
	13,299百万円 (12,785百万円)	13,790百万円 (13,281百万円)	13,711百万円 (12,095百万円)	13,026百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設、自立準備ホーム

*3 「自立支援」

社会に適応し、自立した生活を営むことができるように、個々の問題や必要に応じて、生活指導、住居や就労の確保に係る支援などを実施すること。

*4 「2年以内再入率」

出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入する者の割合。平成25年から平成29年の出所者全体の2年以内再入率が17.8%であるのに対し、覚醒剤事犯者の2年以内再入率は19.1%であった。

*5 「更生保護法(平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている(第1条参照)。

*6 「更生保護事業法(平成7年法律第86号)」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法(平成19年法律第88号)その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている(第1条参照)。

*7 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）

・Ⅲ-3-(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-(2)-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-(2)-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム^{*20}を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-(6)-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会^{*21}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*9 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）

・Ⅲ-3-(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくなるための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ-3-(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・Ⅴ-1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*10 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

- ・再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- ・再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- ・犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- ・矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- ・その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

*11 「出所後に保護観察を受けた者」

仮釈放者及び保護観察付一部猶予者。

*12 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

*13 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。

*14 「事故等退所者」

再犯をする、無断で出奔する、更生保護施設から勧告を受けるなどして退所した者

*15 「累入者」

刑の執行のために刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に2回以上入所したことがある者

*16 「社会を明るくする運動」

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域、社会を築くための全国的な運動のことを言う。

*17 「街頭活動等」

街頭広報活動、街頭補導活動、防犯パトロール、声掛け運動等を指す。

*18 「講演会等」

住民集会、公開ケース研究会、講演会、シンポジウム、弁論大会、非行防止教室等を指す。

*19 「各種イベント等」

スポーツ大会、矯正施設製品展示会、矯正施設・更生保護施設訪問等を指す。

*20 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するもの。

*21 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体。